URL:https://www.hyogo-houjin.or.jp/

Vol.133

経営革新等支援機関 ひょうご税理士法人

塚口本店:尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301 塚口支店:尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421 川西支店:川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770

### インボイス制度の登録申請書受付が始まります

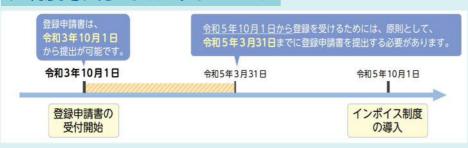
2021.8月

令和5年10月1日から導入される「消費税のインボイス制度」の登録受付が、令和3年10月1日に開始します。 今回は、その制度の概要と、手続きをするメリット・デメリットについてご説用いたします。

## ▶ 消費税のインボイス制度とは?

インボイス制度とは、買い手が仕入税額控除の適用を受けるために、 売り手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になる ことです。

### ◆ 制度導入までのスケジュール



制度導入の令和5年10月1日から登録を受けたい場合は、令和3年10月 1日~令和5年3月31日までの1年半の間に納税地の所轄税務署長に登録申 請書を提出します。

#### この制度上でのインボイスとは?

売り手が買い手に対して正確な適用税率 や消費税額を伝える目的で、請求書に「登 録番号」「適用税率」及び「消費税額」の記 載が追加された書類やデータをさします。



# ◆ 登録をしないメリットとデメリット

- ●メリット
- 登録をする場合は消費税の課税事業者になる必要がありますが、登録しない場合は免税事業者であれば今まで通 り、消費税を納付する必要はありません。
- ●デメリット
- ・得意先と取引をする場合に、相手が課税事業者の場合は仕入税額控除ができなくなるため、実質的に消費税分を 値上げしていることになり、取引先から渋られてしまう可能性があります。



⇒つまり、消費税の課税事業者の場合は、登録をしないメリットはありません。

免税事業者は、今後事業を行っていくうえで、重要な選択となってくることは明らかですか ら、しっかりと検討を行いましょう。

(参考文献:国税庁 HP)

令和5年10月1日からは、仕入先が登録事業者か否かを判断する必要が出てきます。 反対に、得意先からは登録事業者か否かを判断されることにもなるので、課税事業者は手続きが遅れないよ う、また、免税事業者は登録の検討をする必要がありますので、お早めに税理士にご相談ください。 (ひょうご税理士法人

塚口本店 06-6429-1301 塚口支店 06-6940-6421 川西支店 072-767-7770)